

京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月29日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第94号

京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を改正する規則

京都市洛西ふれあいの里条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条を削り、第2条を第1条とする。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「第15条」を「第15条第4項」に改め、同条第5号及び第6号中「一」を「いずれか」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「第2条」を「第1条」に改め、同条を第3条とする。

第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

別記様式中「第2条関係」を「第1条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第15条」を「第15条第4項」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)